

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件	七二
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件二件	七三
○土地改良法により換地計画を定めた件	七三
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	七三
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	七三
公 告	
○落札者を決定した件	七四
○大規模小売店舗立地法による廃止の届出があつた件	七四
福 島 県 教 育 委 員 会	
○福島県教育委員会の標準的な職及び職員員の標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令	七五
○教科用図書採択地区を設定した件の一部を改正する件	七五
福 島 県 教 育 委 員 会 教 育 長	
○公金の収納の事務を委託した件	七五

告 示

福 島 県 告 示 第 九 百 十 九 号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十年十二月二十五日から平成三十一年四月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づ

くり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年十二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイユーエイト新八島田店 福島県福島市南沢又字中道南一番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成三十一年八月十三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千九百七十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 二百九十九台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 五十二台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 百三十五平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 二十六立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前七時
（二）閉店時刻 午後十時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前六時三十分から午後十時三十分
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 二か所
- (二) 位置 別紙図面のとおりに
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時
- 7 届出年月日
平成三十年十二月十二日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第九百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年十二月二十五日から平成三十一年四月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ須賀川店 福島県須賀川市山寺道七七番ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) (仮称) 須賀川山寺道開発プロジェクト
(変更後) ドン・キホーテ須賀川店
- 三 変更した年月日
平成三十年十一月三十日
- 四 届出年月日
平成三十年十二月十二日
- 五 届出をした者
株式会社アラジンホールディングス

(商業まちづくり課)

福島県告示第九百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年十二月二十五日から平成三十一年四月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市小名浜字辰巳町七九番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の所在地
(変更前) 福島県いわき市いわき都市計画小名浜港背後地震復興土地区画整理事業地内(街区番号二符号一、二、三、四 街区番号一符号一―一、一―二)

(変更後) 福島県いわき市小名浜字辰巳町七九番地ほか

変更した年月日
平成三十年十二月一日

届出年月日
平成三十年十二月十三日

届出をした者
イオンモール株式会社

イオンモール株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第九百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、作田前地区の県営農用地災害復旧関連区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成三十年十二月二十六日から
平成三十一年一月十四日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
新地町役場

(農地管理課)

福島県告示第九百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を昭和村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
角田小左衛門 小林悦郎
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成三十年福島県告示第八百二十九号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星光一 佐藤清作 稲本勇三郎 星廣治 佐藤久進 星廣次 二宮八郎次 佐藤太助 佐藤興八 佐藤興八
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第二千四百八十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南相馬市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十五日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

- 二 武沢弘三
通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成三十年農林水産省告示第二千三百八十号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第284号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎の電気供給業務について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年12月25日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県庁舎の電気供給業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成30年10月16日
- 4 落札者の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 落札金額
83,434,904円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成30年9月4日

(施設管理課)

公告第二百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
平成三十年十二月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
コープマート瀬上 福島県福島市瀬上町字尻七〇番地五
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
千二百二平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
平成三十年九月二日
- 五 届出年月日
平成三十年十二月十日
- 六 届出をした者
生活協同組合コープふくしま

(商業まちづくり課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第3号

福島県教育委員会の標準的な職及び職員
教育委員会の所管に属する教育機関
標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令
平成三十年十二月二十五日

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程
の一部を改正する訓令
福島県教育委員会

福島県教育委員会の標準的な職及び職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年福島県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。
別表第一の一の表中「養護教諭」を「養護教諭 栄養教諭」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(職員課)

福島県教育委員会告示第九号

教科用図書採択地区を設定した件（昭和三十九年福島県教育委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年十二月二十五日

福島県教育委員会

表中「福島・伊達・安達採択地区 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、

安達郡」を

「福島採択地区

福島市

川俣・伊達・安達採択地区

二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達

郡」に改める。

に改める。

（義務教育課）

福島県教育委員会教育長

福島県教育委員会教育長告示第五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を平成三十年十二月十日次のとおり委託した。

平成三十年十二月二十五日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

一 委託した事務の範囲及び内容

福島県立大笹生支援学校における作業学習製品販売代金収納の事務

二 受託者の名称及び所在地

1 名称 福島地区特別支援教育研究会

2 所在地 福島県福島市山居百四十六番地の一

三 収納の事務を委託する期間

平成三十一年一月一日から同年三月二十二日まで

（特別支援教育課）